

～学童クラブに在籍する小学生が対象です～

訪問型病児・病後児保育利用料助成制度のご案内

【令和 6 年度】

☆訪問型病児・病後児保育利用助成制度とは

お子さんが病気やけがのため学校をお休みし、保護者の方が仕事の都合などの理由により家庭での保育ができない時に、居宅訪問型病児・病後児保育サービスを利用した場合、その利用料の一部を助成します。

☆助成の対象（以下のすべてに該当する方）

- ・ お子さん及び保護者の方ともに豊島区内に住民登録かつ居住していること
- ・ 小学6年生までのお子さんで、学童クラブ（児童福祉法に基づき実施されている施設）に在籍していること
- ・ 助成対象の保育サービス事業者が実施する居宅訪問型病児・病後児保育サービスを利用していること
- ・ 保育サービス利用の前後7日以内に医療機関を受診していること（受診したことがわかる書類が必要です）

☆対象となる事業者（豊島区のホームページからリンクできます）

公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者（割引券取扱い事業者を含む）

☆助成金の対象費用

保護者が事業者を支払った保育サービス利用料のうち、自宅における保育に要した費用が対象です。
【注意事項】入会金、年会費、登録料、手数料、交通費、各種クーポン券の利用、その他これらに準ずる費用は対象外です。ただし、月会費等に保育利用料が含まれる場合は、助成対象となります。

☆助成の内容

助成対象費用の半額を、年度内（4月1日から翌年3月31日まで）5万円まで助成します。

※住民税非課税または生活保護受給世帯の場合は、助成対象費用の全額を、年度内 10 万円まで助成します。

☆費用助成の手続き

サービスの利用後、下記の書類を揃えて区に申請してください（区役所窓口での提出または郵送）。

●提出書類

- （1）助成金交付申請書兼口座振替依頼書
- （2）サービスの利用に係る領収書（原本）及び利用明細書（利用児童の氏名、利用日、利用時間、利用単価などが記載されたもの）
- （3）医療機関を受診したことがわかる書類（診療明細書、レシート、処方箋などの写し）

【次ページに続きます】

- (4)【該当の方】クーポンによる支払いや、勤務先の福祉厚生等の助成を受けたことがわかるものの写し
- (5)【該当の方】住民税非課税世帯の方
住民税非課税証明書（写し可）
◎利用日が令和6年4月1日～令和6年6月30日で、令和5年1月1日時点で豊島区外にお住まいの方 → 令和5年度住民税非課税証明書の写し
◎利用日が令和6年7月1日～令和7年3月31日で、令和6年1月1日時点で豊島区外にお住まいの方 → 令和6年度住民税非課税証明書の写し
- (6)【該当の方】生活保護受給世帯の方
生活保護受給証（原本）

●注意事項

事業所によっては、領収書の発行までに日にちがかかる場合がありますので、各事業所にお問い合わせください。請求書では申請できません。

●提出期限

※郵送の場合は子育て支援課への到着をもって受付日の取扱いとなりますのでご注意ください（消印有効ではありません）

利用した月	提出期限
4月から12月まで	当該年度の3月31日（子育て支援課必着）
1月から3月まで	当該年度の3月31日 もしくは 利用日から3か月後の月末まで（下記の例参照） 【注意事項】4月1日以降の提出分は、翌年度の助成枠（上限枠）からの支払いとなりますのでご注意ください。

（例1）1月27日にサービスを利用した場合、3か月後の月末である4月30日が提出期限となります。

（例2）3月3日にサービスを利用した場合、3か月後の月末である6月30日が提出期限となります。

[提出先]

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所4階 10番窓口
子育て支援課 庶務・事業グループ（病児保育助成担当）

☆助成の決定・助成金の交付

提出していただいた書類の審査後、「交付決定通知書」をお送りし、助成金を指定された口座に振り込みます。審査の結果、助成ができない場合は、「不交付通知書」によりお知らせします。

豊島区のホームページは、下記のサイトからご覧いただけます。



[お問い合わせ]

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所4階
子育て支援課 庶務・事業グループ
電話 03-4566-2478